

村から妊婦支援給付金の支給を受けた場合は、当該妊婦給付認定者が市町村から支払を受けることができる妊婦支援給付金の額は、前項に規定する額から当該他の市町村から支払を受けた額を控除した額とする。

第十条の十三 妊婦給付認定者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、当該妊婦給付認定者の胎児の数その他内閣府令で定める事項を届け出なければならない。

2 市町村は、他の市町村に対し、妊婦支援給付金の支給のため必要な情報の提供を求めることができる。

(妊婦支援給付金の支払方法)

第十条の十四 妊婦支援給付金のうち、五万円は妊婦給付認定後遅滞なく、第十条の十二第二項の規定により算定した額から五万円を控除した額は当該妊婦給付認定者の胎児の数についての前条第一項の規定による届出があつた日以後に支払うものとする。ただし、第十条の十二第三項の規定の適用がある場合における妊婦支援給付金については、同項の規定により算定した額を当該届出があつた日以後に支払うものとする。

2 妊婦支援給付金は、現金その他確実な支払の方法で内閣府令で定めるものにより支払うものとする。

(内閣府令への委任)

第十一条の十五 この款に定めるもののほか、妊婦支援給付金の支給に必要な事項は、内閣府令で定める。

(第四節 子どものための教育・保育給付)

(子どものための教育・保育給付)

第十二条 子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給費及び特例地域型保育給付費の支給とする。(不正利得の徴収)

2 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者がいるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第二十七条第五項(第二十八条第四

項において準用する場合を含む。)又は第二十九条第五項(第三十条第四項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還せらるべき額を徴収するほか、その返還せらるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

第十三条 市町村は、子どものための教育・保育給付に必要な限度において、小学校就学

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十五条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(報告等)

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども小学校就学前子どもが世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができることができる。

第十五条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども小学校就学前子どもが世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(報告収取及び立入検査)

第十六条 市町村は、子どものための教育・保育給付に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども小学校就学前子どもが世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者若しくは使用者若しくは文書その他の物件の者若しくはこれを使用する者若しくはこれら他の者に対し、報告若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第十七条 市町村は、子どものための教育・保育給付に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども小学校就学前子どもが世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつたときは、これを提示しなければならない。

(准用)

第十八条 第十一条の六及び第十条の七の規定は、子どものための教育・保育給付について準用する。

(第四節 削除)

(第二款 教育・保育給付認定等)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等)

第十五条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子

どものための教育・保育給付に関して必要があ

るとき、この法律の施行に必要な限度において、市町村は、小学校就学前子どもに該当するものを

子どもの保護者又はこれらの者であつた者に対するものと認めるときは、この法律の施行に必要な保育し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第二十条 前条各号に掲げる小学校就学前子ども

の保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を命じ、又は当該職員に關係者に對して質問させることができる。

(資料の提供等)

第二十一条 前条各号に掲げる小学校就学前子どもが号に掲げる小学校就学前子ども区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならぬ。

第二十二条 前項の認定は、小学校就学前子どもが居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもが居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもが前条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。

第二十三条 市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。

第二十四条 市町村は、第一項及び前項の認定(以下「教育・保育給付認定」という。)を行つたときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「教育・保育給付認定子ども」という。)の該当する前条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証(以下「支給認定証」という。)を交付するものとする。

第二十五条 市町村は、第一項の規定による申請について、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令

で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

第二十六条 前号に掲げる小学校就学前子ども

の保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもに該当するものと認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、市町村は、小学校就学前子どもに該当するものと認める。

(市町村の認定等)

第二十七条 前条各号に掲げる小学校就学前子どもが号に掲げる小学校就学前子ども区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならぬ。

第二十八条 前項の認定は、小学校就学前子どもが居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもが居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもが前条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。

第二十九条 市町村は、第一項及び前項の認定(以下「教育・保育給付認定」という。)を行つたときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「教育・保育給付認定子ども」という。)の該当する前条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証(以下「支給認定証」という。)を交付するものとする。

第二十条 市町村は、第一項の規定による申請について、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令

限度として当該教育・保育給付認定保証者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘査して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘査して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘査して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

5 前各項に定めるもののはか、特例地域型保育給付の支給及び特定地域型保育事業者の特例地域型保育給付費の請求に関する必要な事項は内閣府令で定める。

第五節 子育てのための施設等利用給付

第一款 通則

(子育てのための施設等利用給付)

第三十条の二 子育てのための施設等利用給付は、施設等利用費の支給とする。
(準用)

第三十条の三 第十条の六、第十条の七及び第十二条から第十六条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定めること。

場合にあつては、前年度、分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定によると市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百一十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号において「市町村民税世帯非課税者」という。）であるもの（市町村の認定等）

第三十条の五 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定める

う。)及びその理由を通知し、これを延期する
ことができる。

第五節 子育てのための施設等利用給付

第一款 通則

(子育てのための施設等利用給付)

第三十条の二 子育てのための施設等利用給付

は、施設等利用費の支給とする。
(準用)
第三十条の三 第十条の六、第十条の七及び第十一

課する所得税を除く、以下この号において同じ。)を課されない者(これに準ずる者とし、政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号ににおいて「市町村民税世帯非課税者」という。)であるもの

若しくは前項ただし書の規定による通知がないときは、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請を却下したるものとみなすことができる。

特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ）。前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を

内閣府令並びに前項第二号及び第四号の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議することともに、ことも家庭審議会の意見を聽かなければならぬ。
前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例地域型保育給付費（第一項第二号及び第三号に係るものに限る。第五十二条第一項第三号において同じ。）の支給について準用する。
この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

り家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの三満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであつて、第十九条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援のわづかに用ひ得る三歳(子女)三から

は、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

特例保育料の額は、当該特例保育料に該当する費用の額を勘定して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育料に要した費用の額を超えるときは、当該保育料に特例保育料に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘定して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定めた額

市町村は、施設等利用給付認定を行つたときは、内閣府令で定めるところにより、その結果は、その内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとする。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保
が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子ども(寺列保定子どもに対して提供されるものをいう。次項において同じ。)を受けたとき(地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるとき限り)。

特定利用地域型保育 特定利用地域型保育
に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣
が定める基準により算定した費用の額(そ
の額が現に当該特定利用地域型保育に要した
費用の額を超えるときは、当該現に特定利用
地域型保育に要した費用の額)から政令で定
める額を限度として当該教育・保育給付認定
保護者の属する世帯の所得の状況その他の事
情を勘案して市町村が定める額を控除して得
た額(当該額が零を下回る場合には、零とす
る。)

(支給要件)
第三十条の四 子育てのための施設等利用給付
は、次に掲げる小学校就学前子ども（保育認定
子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現
に施設型給付費・特例施設型給付費（第二十
一条第一項第三号に係るもの）を除く。次条第七項
において同じ。）、地域型保育給付費若しくは特
例地域型保育給付費の支給を受けている場合に
おける当該保育認定子ども又は第七条第十項第
四号ハへの政令で定める施設を利用している小學
校就学前子ども（保育認定保護者）

ところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受けられる資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

り、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認の変更を申請することができるとする。

(特定地域型保育事業者の責務)

第四十五条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、前項の申込みによる満三歳未満保育認定子ども及び当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用している満三歳未満保育認定子どもたちの総数が、その利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る満三歳未満保育認定子どもたちの公正な方法で選考しなければならない。

3 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し適切な地域型保育を提供するとともに、市町村、教育・保育施設、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な地域型保育を小学校就学前子どもたちの置かれている状況その他に応じ、効果的に行うよう努めなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、その提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域型保育の質の向上に努めなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもたちの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。
(特定地域型保育事業の基準)

第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参考するものとする。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第四十七条 特定地域型保育事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
(確認の届出等)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、三月以上による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときには、当該特定地域型保育事業者及び他の特定地

二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であつて内閣府令で定めるものとして、内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、特定地域型保育の取扱いに関する部分についてこども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、次条第一項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第四十八条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であつて、当該利用定員の減少又是確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を行わなければならない。
(変更の届出等)

5 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第六章 第四十九条 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の運営に関する事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
(確認の辞退)

2 都道府県知事は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要なと認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

4 内閣総理大臣は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要なと認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。
(報告微収及び立入検査)

第五十条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であつた者（以下この項において「特定地域型保育事業者であつた者等」という。）に對し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に、關係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 特定地域型保育事業所の利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
(報告、命令等)

一 地域型保育事業の認可基準に従つて地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合、当該基準を遵守すること。

2 第四十六条第二項の市町村の条例で定める市町村長は、前項の規定による命をしたときは、その旨を公示しなければならない。
(確認の取消し等)

4 市町村長は、前項の規定による命をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第五十二条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

3 特定地域型保育事業者が、第四十五条第五項の規定に違反したと認められるとき。
二 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従つて地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなつたとき。
四 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があつたとき。

育て支援が継続的に提供されるよう、他の特定子ども・子育て支援提供者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならぬ。

(市町村長による連絡調整又は援助)

第五十八条の七 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者による前条第二項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるとときは、当該特定子ども・子育て支援提供者及び他の特定子ども・子育て支援提供者その他関係者相互間の連絡調整又は当該特定子ども・子育て支援提供者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

第三十七条第二項及び第三項の規定は、特定子ども・子育て支援提供者による前条第二項に規定する便宜の提供について準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第五十八条の八 市町村長は、必要があると認めるとときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援提供者であつた者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であつた者(以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定期間も・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であつた者等に對して質問させ、若しくは事業所の事務所その他特定子ども・子育て支援提供者の事務所に關する場所に立ち入り、その設備の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
(勧告、命令等)

第五十八条の九 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

二 第五十八条の四第二項各号（第一号から第三号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。）に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従つて施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営を行っていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第五十八条の六第二項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行つていい場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

四 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。次項及び第六項において同じ。）を除く。）が設置基準（幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。）に従つて施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第四条第一項の認可を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

五 市町村長（指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。）は、特定子ども・子育て支援施設等である第七条第十項第六号に掲げる事業を行つ者（国及び地方公共団体を除く。）が一時預かり事業基準に従つて施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

六 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由で子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対する期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

六 市町村長（指定都市等所在届出保育施設（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内に所在する第七条第十項第四号に掲げる施設をいい、以下同））、都道府県が設置するものを除く。第二号及び次条第一項第二号において同じ。）については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同様第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。）は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等（国又は地方公共団体が設置し、又は行うもの）のを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

一 幼稚園又は特別支援学校（当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可）

二 第七条第十項第四号に掲げる施設（指定都市等所在届出保育施設を除く。）当該施設に係る児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出

三 第七条第十項第五号に掲げる事業（当該事業が行われる次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める認可又は認定イ 認定こども園（指定都市等所在認定こども園を除く。）当該施設に係る認定こども園の認定ロ 幼稚園又は特別支援学校（当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可）

四 第七条第十項第六号に掲げる事業（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるもの）のを除く。）当該事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による届出

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制その他の教育・保育等を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
二 次条第一項に規定する市町子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業計画において教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たつて参考すべき標準その他該市町子ども・子育て支援事業計画及び第六十三条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他の子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
六 市町村は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聽かなければならない。
七 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
八 (市町村子ども・子育て支援事業計画)市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。
九 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることが講ずるよう努めるものとする。
十 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
十一 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

一 供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限り)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の内容及びその実施時期
二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員総数その他の乳児等通園支援の量の見込み並びに当該市町村が定める教育の振興のための施設の実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期
三 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
四 子どものための教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
五 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

一 支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
二 都道府県が当該都道府県内の市町村が定めた教育・保育提供区域を勘査して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の内容及びその実施時期
三 市町村は、教育・保育提供区域における子どもの保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘査して作成されなければならない。市町村は、教育・保育提供区域における子どもの保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘査して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
四 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施設に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保れたものでなければならぬ。
五 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質等の一体的提供及び当該教育・保育の推進に係る体制の確保の内容

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限り)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の内容及びその実施時期
二 都道府県が当該都道府県内の市町村が定めた教育・保育提供区域を勘査して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の内容及びその実施時期
三 市町村は、教育・保育提供区域における子どもの保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘査して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
四 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第四条第二項に規定する障害児に対する保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施設の実施に関する事項
五 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることが講ずるよう努めるものとする。
六 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
七 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に係る事項について定めるよう努めるものとする。
八 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
九 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
十 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る。次条第二項において「拠出金対象施設型給付費等費用」という。）、地域子ども・子育て支援事業（第五十九条第二号、第五号及び第六十号に掲げるものに限る。）に要する費用（次条第二項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。）及び仕事・子育て両立支援事業に要する費用（第五十九条の二第二項に規定する事業に係るものを除く。次条第二項において「仕事・子育て両立支援事業費用」という。）に充てるため、次に掲げる者（次項において「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五号）第八十二条第一項に規定する事業主（次号から第四号までに掲げるものを除く。）

二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等

三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第一百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号）第一百二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

（拠出金の額）

第七十条 拠出金の額は、厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第一百四十九号）（第七号に係る成三年法律第一百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第一百四十九号）（第七号に係る

部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしてことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合には、当該被用者に係るものと除く。次項において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

2 前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに第六十八条第二項の規定により国が交付する額（満三歳未満保育認定子どもに係るものについて国が負担する部分に限る。）、第六十八条の二の規定により国が交付する額及び児童手当法第十九条第一項の規定により国が交付する額（拠出金を原資とする部分を除く。）等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、千分の四・三〇以内において、政令で定める。

○内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に關し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

（拠出金の徴収方法）

第七十一条 拠出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

3 前項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例により徴収する。

（拠出金の徴収方法）

第七十二条 この節において「健康保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

四 国家公務員共済組合法

五 私立学校教職員共済法

六 地方公務員等共済組合法

部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしてことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合には、当該被用者に係るものと除く。次項において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

2 前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに第六十八条第二項の規定により国が交付する額（満三歳未満保育認定子どもに係るものについて国が負担する部分に限る。）、第六十八条の二の規定により国が交付する額及び児童手当法第十九条第一項の規定により国が交付する額（拠出金を原資とする部分を除く。）等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、千分の四・三〇以内において、政令で定める。

○内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に關し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

（拠出金の徴収方法）

第七十三条 この節において「加入者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 健康保険法の規定による被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）

二 船員保険法の規定による被保険者

三 国民健康保険法の規定による被保険者

四 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

五 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

六 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による特例被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する被扶養者（健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなり至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者の同法の規定による被保険者とならない期間内にある者及び同法第百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるそれらの者の被扶養者を除く。））

七 健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

て、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任すことができる。

5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金等を納付する義務を負う者（次項において「納付義務者」という。）の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

8 厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）を機関に行わせるものとする。

9 政府は、拠出金等の取立てについて便宜を有する法令で定めるものに取り扱わせることができる。

10 第一項から第八項までの規定による拠出金等の徴収並びに前項の規定による拠出金等の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

第一款 通則

第一項 第七十一条の二 この節において「健康保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

四 國公務員共済組合法

五 私立学校教職員共済法

六 健康保険法、船員保険法、國家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による特例被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する被扶養者（健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなり至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者の同法の規定による被保険者とならない期間内にある者及び同法第百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるそれらの者の被扶養者を除く。））

七 健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

八 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

「支援納付金対象費用」という。に充てるため、令和八年度から毎年度、健康保険者等から、子ども・子育て支援納付金を徴収する。

一 第六十八条第一項の規定による交付金の交付に要する費用(以下「支払納付金対象費用」という。)に充てるた

め、令和八年度から毎年度、健康保険者等から、子ども・子育て支援納付金を徴収する。

二 第六十八条第四項の規定による交付金の交付に要する費用(当該費用のうち国が負担する部分を除いた部分に限る。)

三 児童手当法第十九条の規定による交付金の交付に要する費用(同条第一項の規定による交付金の交付に要する費用のうち拠出金を原資とする部分を除いた部分並びに同条第二項及び第三項の規定による交付金の交付に要する費用のうち国が負担する部分を除いた部分に限る。)

四 雇用保険法第六十一条の六第三項に規定する出生後休業支援給付金及び同条第四項に規定する育児時短就業給付金の支給に要する費用

五 国民年金法第八十八条の三第三項の規定による保険料に相当する額の補填に要する費用

六 子ども・子育て支援特例公債等(第七十一条の二十七に規定する子ども・子育て支援特例公債等をいう。以下この号において同じ。)の償還金(同条に規定する借換国債を発行した場合にあっては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。)、利子並びに子育て支援特例公債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるもの

七 健康保険者等は、子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負う。

第三款 子ども・子育て支援納付金の額等

(子ども・子育て支援納付金の額)

第七十一条の四 前条第一項の規定により各健康保険者等から毎年度徴収する子ども・子育て支援納付金の額は、当該年度(以下この条において「徴収年度」という。)の当該健康保険者等に係る概算支援納付金の額とする。ただし、徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支援納付金の額を超えるときは、徴収年度の概算支援納付金の額からその超える額

とその超える額に係る調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、徴収年度の前々

年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支

援納付金の額に満たないときは、徴収年度の概

算支援納付金の額にその満たない額とその満

た額とする。

二 前項ただし書の調整金額は、徴収年度の前々

年度における全ての健康保険者等に係る概算支

援納付金の額と確定支援納付金の額との過不足

額につき生ずる利子その他の事情を勘案して内閣府令で定めるところにより健康保険者等ごと

に算定される額とする。

(概算支援納付金)

第七十一条の五 各年度における前条の概算支援納付金の額は、次の各号に掲げる健康保険者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 当該年度における支

援納付金対象費用の予定額(以下この項にお

いて「支援納付金算定対象予定額」という。)

から全ての後期高齢者医療広域連合について次

号に定めるところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度における内閣府

において「支援納付金算定対象予定額」という。)の見込数で除して得た数を乗じて得た額

から全ての後期高齢者医療広域連合について次号に定めるところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度における内閣府

において「支援納付金算定対象予定額」という。)の見込数で除して得た数を乗じて得た額

から全ての後期高齢者医療広域連合について次号に定めるところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度における内閣府

において「支援納付金算定対象予定額」という。)の見込数で除して得た数を乗じて得た額

から全ての後期高齢者医療広域連合について次号に定めるところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度における内閣府

において「支援納付金算定対象予定額」という。)の見込数で除して得た数を乗じて得た額

から全ての後期高齢者医療広域連合について次号に定めるところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度における内閣府

において「支援納付金算定対象予定額」という。)の見込数で除して得た数を乗じて得た額

ところにより算定した全ての健康保険者に係る加入者等の見込数の総数で除して得た数

口 内閣府令で定めるところにより算定した全

ての地域保険等保険者に係る加入者等(十八歳未満加入者等を除く。)の見込数を乗じて得た数

内閣府令で定めるところにより算定した全

ての地域保険等保険者(日雇保険者として内閣府令で定めるところにより算定した全

ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者

としての全国健康保険協会に係る加入者等の見込数を内閣府令で定めるところにより算定した全

ての健康保険者に係る加入者等の見込数の総数で除して得た数を乗じて得た額

としての全国健康保険協会に係る加入者等の見込数を内閣府令で定めるところにより算定した全

ての健康保険者に係る加入者等の見込数の総数で除して得た数を乗じて得た額

としての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の総額

三 日本私立学校振興・共済事業団 加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準報酬額及び標準賞与額の総額

四 国民健康保険組合 組合員ごとの前三号に定める額に相当するものとして内閣府令で定める額

一 同号に定める率とする。

二 令和八年度及び令和九年度 百分の八

二 令和十一年度以降の年度 内閣総理大臣が二年ごとに告示する率

四 前項第二号の内閣総理大臣が告示する率は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数(その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

一 内閣府令で定めるところにより算定した当該告示を行う年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の見込数の総数を内閣府令で定めるところにより算定した全

ての健康保険者に係る加入者等の見込数の総数で除して得た数を乗じて得た額

としての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者

定めるところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度におけるイ及びロに掲げる数を順次乗じて得た額を内閣府令で定めるところにより算定した全ての被用者保険等保険者に係る加入者等の総数で除して得た数。

口 当該被用者保険等保険者に係る標準報酬額（前条第二項に規定する被用者保険等保険者に係る標準報酬額をいう。以下このロにおいて同じ。）を全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬額の合計額で除して得た数。

二 地域保険等保険者（日雇保険者としての全国健康保険協会を除く。）当該年度における全国健康保険算定対象額から全ての後期高齢者支援納付金額（前条第二項に規定する被用者保険等保険者に係る標準報酬額をいう。以下このロにおいて同じ。）を全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬額で除して得た数を順次乗じて得た額。

イ 内閣府令で定めるところにより算定した全ての地域保険等保険者（日雇保険者としての全国健康保険協会を除く。）に係る加入者等の総数で除して得た数。

ロ 内閣府令で定めるところにより算定した全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数を内閣府令で定めたところにより算定した全ての健康保険協会に係る加入者等の総数で除して得た数。

三 日雇保険者としての全国健康保険協会当該年度における支援納付金算定対象額から全ての後期高齢者医療広域連合について次号に定めるところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度における内閣府令で定めるところにより算定した日雇保険者としての全国健康保険協会に係る加入者等の数を内閣府令で定めるところにより算定した全ての健康保険者に係る加入者等の総数で除して得た数を乗じて得た額。

四 後期高齢者医療広域連合に係る加入者等の支援納付金算定対象額に、当該年度における支

り、ロ及びハに掲げる数を順次乗じて得た額を内閣府令で定めるところにより算定した後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数を内閣府令で定めたところにより算定した後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数で除して得た数。

ハ 当該後期高齢者医療広域連合に係る前条第五項に規定する所得係数（前項第四号イの確定後期高齢者支援納付金率は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。）

一 令和八年度及び令和九年度 百分の八

二 令和十年度以降の年度 内閣総理大臣が二年ごとに告示する率

3 前項第二号の内閣総理大臣が告示する率は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

一 内閣府令で定めるところにより算定した当該告示を行う年度の前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数を内閣府令で定めるところにより算定した令和八年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数を内閣府令で定めることにより算定した

が納付すべき子ども・子育て支援納付金の額、納付の方針及び納付すべき期限その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

四 子ども・子育て支援納付金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（納付の猶予）

第七十一条の九 内閣総理大臣は、督促及び滞納処分（督促及び滞納処分）による督促は、当該健康保険者等の数を内閣府令で定めたところにより算定した後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数で除して得た数。

イ 確定後期高齢者支援納付金率（内閣総理大臣で定める後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数で除して得た数）

ハ 当該後期高齢者医療広域連合に係る前条第五項に規定する所得係数（前項第四号イの確定後期高齢者支援納付金率は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。）

一 令和八年度及び令和九年度 百分の八

二 令和十年度以降の年度 内閣総理大臣が二年ごとに告示する率

3 前項第二号の内閣総理大臣が告示する率は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

一 内閣府令で定めるところにより算定した当該告示を行う年度の前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数を内閣府令で定めるところにより算定した令和八年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数を内閣府令で定めることにより算定した

が納付すべき子ども・子育て支援納付金の額、納付の方針及び納付すべき期限その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

四 子ども・子育て支援納付金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（納付の猶予）

第七十一条の十 内閣総理大臣は、やむを得ない事情により、健康保険者等が子ども・子育て支援納付金を納付することが著しく困難である場合において、督促状により指定すべき期限までに子ども・子育て支援納付金を納付しなければならない。

五 第七十一条の九の規定による猶予を超過した日でなければならぬ。

一 内閣総理大臣は、第一項の規定による督促を受けた健康保険者等がその指定期限までにその督促に係る子ども・子育て支援納付金及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、国税滞納処分の例により当該子ども・子育て支援納付金及び延滞金を徴収することができる。

（延滞金）

第七十一条の十一 内閣総理大臣は、やむを得ない事情により、健康保険者等が子ども・子育て支援納付金の額、猶予期間その他必要な事項を健康保険者等に通知しなければならない。

二 内閣総理大臣は、第一項の規定による猶予を超過した日でなければならぬ。

三 内閣総理大臣は、第一項の規定による猶予を超過したときには、その猶予期間内は、その猶予に係る子ども・子育て支援納付金につき新たに第七十二条の九第一項の規定による督促をすることができない。

（健康保険者等の報告）

四 内閣総理大臣は、第一項の規定による猶予を超過したときには、その猶予期間内は、その猶予に係る子ども・子育て支援納付金につき新たに第七十二条の九第一項の規定による督促をすることができない。

（報告徴収及び立入検査）

第七十一条の十二 健康保険者等は、内閣総理大臣に對し、毎年度、加入者等の数その他の内閣府令で定める事項を報告しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第七十一条の十三 内閣総理大臣は、子ども・子育て支援納付金の額の算定に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、健康保険者等に對し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に、関係者に対し質問させ、若しくは健康保険者等の事務所その他必要な場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

四 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五款 社会保険診療報酬支払基金による徴収事務の実施等

(支払基金による子ども・子育て支援納付金の徴収)

第七十一条の十四 内閣総理大臣は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。

- 一 第七十一条の三第一項の規定による子ども・子育て支援納付金の徴収
- 二 第七十一条の九第二項の規定による督促の徴収
- 三 第七十一条の十第一項の規定による延滞金の徴収

内閣総理大臣は、前項の規定により支払基金に同項各号に掲げる事務を行わせる場合は、当該事務を行わないものとする。

第七十一条の十九 支払基金は、第七十一条の十第一項の規定により徴収事務を行うこととされたときは、支援納付金関係業務に關し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

支払基金は、前項の規定により財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出するときは、内閣府令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び附属明細書並びに前項の意見書を添付しなければならない。

支払基金は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、主たる事務所に備えて置き、内閣府令で定める期間、一般的の閲覧に供しなければならない。

第七十一条の二十 支払基金は、支援納付金関係業務に關し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

支払基金は、支援納付金関係業務に関し、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前事業年度の規定による積立金を減額して整理しなお不足があるときは、その不足額は繰越

欠損金として整理しなければならない。

支払基金は、予算をもつて定める金額に限り、第一項の規定による積立金を支援納付金関係業務に要する費用に充てることができる。

第七十一条の十六 支払基金は、第七十一条の十第一項の規定により徴収事務を行うこととされたときは、支援納付金関係業務を行ふこととされ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

第七十一条の十七 支払基金は、支援納付金関係業務に係る経理については、その他の業務に係

る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならぬ。

(予算等の認可)

第七十一条の十八 支払基金は、第七十一条の十第一項の規定により徴収事務を行うこととされたときは、支援納付金関係業務に關し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとともも、同様とする。

内閣総理大臣が指定する有価証券の保有

銀行その他内閣総理大臣が指定する金融機関への預金

信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

(報告徴収及び立入検査)

第七十一条の二十二 内閣総理大臣は、支援納付金関係業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、支払基金又は第七十一条の十五第二項の規定による委託を受けた者(以下この項において「受託者」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に、関係者に対し質問させ、若しくは支払基金若しくは受託者の事務所その他必要な場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第七十一条の二十三の二十一第一項の規定による立入検査について準用する。

第七十一条の二十二の二十一第一項の規定による立入検査について準用する。

内閣総理大臣は、第七十一条の二十一第一号又は第二号の規定による指定をしようとするときは、財務大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

内閣総理大臣は、第七十一条の二十一第一号又は第二号の規定による指定をしようとするときは、財務大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

(余裕金の運用)

第七十一条の二十一 支払基金は、次に掲げる方

法によるほか、支援納付金関係業務に係る業務

上の余裕金を運用してはならない。

国債その他内閣総理大臣が指定する有価証券の保有

銀行その他内閣総理大臣が指定する金融機

関への預金

信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業

務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機

融機関をいう。)への金銭信託

(報告徴収及び立入検査)

第七十一条の二十二 内閣総理大臣は、支援納付金関係業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、支払基金又は第七十

一条の十五第二項の規定による委託を受けた者(以下この項において「受託者」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に、関係者に対し質問させ、若しくは支払基金若しくは受託者の事務所その他必要な場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることとする。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

内閣総理大臣は、第七十一条の二十一第一号又は第二号の規定による指定をしようとするときは、財務大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

内閣総理大臣は、第七十一条の二十一第一号又は第二号の規定による指定をしようとするときは、財務大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

内閣総理大臣は、第七十一条の二十一第一号又は第二号の規定による指定をしようとするときは、財務大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

内閣総理大臣は、第七十一条の二十一第一号又は第二号の規定による指定をしようとするときは、財務大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

(社会保険診療報酬支払基金の適用の特例)

第七十一条の二十四 支援納付金関係業務に

関する社会保険診療報酬支払基金法第九条第四項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

支援納付金関係業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

(協議)

内閣総理大臣が指定する有価証券の保有

銀行その他内閣総理大臣が指定する金融機

関への預金

信託業務を営む金融機関(金融機関の信託

業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機

融機関をいう。)への金銭信託

(報告徴収及び立入検査)

第七十一条の二十二 内閣総理大臣は、支援納付金関係業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、支払基金又は第七十

一条の十五第二項の規定による委託を受けた者(以下この項において「受託者」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に、質問させ、若しくは立入検査をさせたときは、厚生労働大臣に、速やかにその結果を通知するものとする。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

内閣総理大臣は、第七十一条の二十一第一号又は第二号の規定による指定をしようとするときは、財務大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

内閣総理大臣は、第七十一条の二十一第一号又は第二号の規定による指定をしようとするときは、財務大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

内閣総理大臣は、第七十一条の二十一第一号又は第二号の規定による指定をしようとするときは、財務大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

第七十一条の二十二の二十一第一号の規定による立入検査について準用する。

内閣総理大臣は、第七十一条の二十一第一号又は第二号の規定による指定をしようとするときは、財務大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

(区分経理)

二号並びに第三十条第一項第二号及び第四号の規定にかかわらず、当分の間、一月につき、次の各号に掲げる子どものための教育・保育給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 施設型給付費の支給 次のイ及びロに掲げる額の合計額

要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)を基準として市町村が定める額

(2) た費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
当該寺社他或望保育事業所の所掌する

4 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、第一項第一号口、第二号口（2）及び口（2）並びに第三号イ（2）及びロ（2）に掲げる額に係る部分の一部を補助することができる。
〔未育の需要による大卒への対応〕

第十条

旧児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する特定市町村（以下この条において「特定

(2) 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額と（1）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他的事情を参考して市町村が定める額特別利用保育 次の（1）及び（2）に掲げる額の合計額

(1) 地域の実情、特別利用地域型保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参照して市町村が定める額
特例保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額、私立幼稚園に係る
国補助金の総額、私立幼稚園に係る

（保育の需要の増大等）の如き
定する特定市町村（以下この条において「特定市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日（前日）までの間、小学校就学前子どもとの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育緊急事態」）

り算定した額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）当該特定教育・保育施設の所在する地域

準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

より算定した額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

2 に従つて当該保育緊急確保事業を行うものとする。
特定市町村以外の市町村（以下この条において「事業実施市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、保育緊急確保事業を行うことができる。

の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額とい内の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

特例施設型給付費の支給 次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特定教育・保育 次の（1）及び（2）

(2) 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特別利用保育に通常要する費用の額と（1）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

特例地域型保育給付費の支給 次のイ又はロに掲げる保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

(2) 当該特例保育を行う施設又は事業所の所在する地域の実情、特例保育に通常要する費用の額と（1）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額内閣総理大臣は、前項第一号イ、第二号イ1及びロ（1）並びに第三号イ（1）及び（1）の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するところも、こ

3
内閣総理大臣は、第一項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。
4 国は、保育緊急確保事業を行つ特定市町村又は事業実施市町村に對し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育緊急確保事業に要する費用の一部を補助することができ
る。

(1) 国の補助金の総額 私立幼稚園に係る
保護者の負担額、当該特例施設型給付費
の支給に係る特定教育・保育を行つた特
定教育・保育施設の所在する地域その他
の事情を勘案して内閣総理大臣が定める
基準により算定した額（その額が現に当
該特定教育・保育に要した費用の額を超
えるときは、当該現に特定教育・保育に

(1) (2) に掲げる額の合計額
　　国の補助金の総額、私立幼稚園に係る
　　保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行つた特定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要し

い。
第六十一条第二項の規定の適用については、これららの規定中「同条第二号に掲げる費用」とあ
るは、「同条第二号に掲げる費用（附則第九
条第一項第一号ロ、第一号イ（2）及びロ
（2）並びに第三号イ（2）及びロ（2）に掲
げる額に係る部分を除く。」とする。

市町村が、保育緊急確保事業を実施しようとするとときは、当該保育緊急確保事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

二号の内閣府令、同条第二項第二号及び第三号の基準、第二十九条第三項第一号の基準、第三十条第一項第二号及び第四号の内閣府令、同条第二項第二号から第四号までの基準、第三十四条第三項の内閣府令で定める基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）、同項第二号の内閣府令（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）、第四十六条第三項の内閣府令で定める基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）、同項第二号の内閣府令（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）、第六十条第一項の基本指針並びに付則第九条第一項第一号イ、第二号イ（1）及びロ（1）並びに第三号イ（1）及びロ（1）の基準を定めようとするときは、施行日前においても第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くことができる。

第十二条 前条に規定するもののほか、この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、第二十条の規定による支給認定の手続、第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続、第四十二条の規定による情報の提供、相談、助言、あつせん及び利用の要請（以下この条において「情報の提供等」という。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続、第五十四条の規定による情報の提供等、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備、第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備、第七十四条の規定による子ども・子育て会議の委員の任命に関し必要な行為（政令への委任）

第十三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第十四条 保育の実施への需要が増大しているものとして内閣府令で定める要件に該当する市町村（以下この条において「特定市町村」といいう。）は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るために、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育充実事業」という。）のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定

め、当該市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて当該保育充実事業を行なうことができる。

第十五条 国は、保育充実事業を行う特定市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるとところにより、当該保育充実事業に要する費用の一部を補助することができる。

第十六条 特定市町村又は事業実施市町村を包括する都道府県は、保育充実事業その他の保育の需要に応するための特定市町村又は事業実施市町村の取組を支援するため、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であつて、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて協議するため、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県、当該特定市町村又は事業実施市町村その他の関係者により構成される協議会を組織することができる。

第十七条 子ども・子育て支援臨時交付金は、平成三十二年三月に交付する。

第十八条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額の額の算定及び交付にかかる事務を取り扱わなければならない。

第十九条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。

第二十条 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

第二十一条 子ども・子育て支援臨時交付金の使途

第二十二条 都道府県及び市町村は、交付を受けた子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるものとする。

第二十三条 子ども・子育て支援臨時交付金の交付にかかる経理は、平成三十一年度に限り、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下この条において「特別会計法」という。）第二十一条の規定にかかるわらず、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下この条において「交付税特別会計」という。）において行うものとする。

第二十四条 子ども・子育て支援臨時交付金の額は、特別会計法第六条の規定にかかるわらず、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

第二十五条 特別会計法第十三条及び附則第十一條の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの繰入金は平成三十一年度における交付税特別会計の歳入とし、子ども・子育て支援臨時交付

金は同年度における交付税特別会計の歳出とする。

(基準財政需要額の算定方法の特例)

第二十二条 地方財政法（昭和二十三年法律第五十一条）

九号) 第十一条第三十三号に掲げる経費のうち平成三十一年改正法の施行により増大した平成三十一年度における地方公共団体の子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設設置利用給付に関する費用については、同法第十九条の二の規定にかかるらず、地方公共団体に対して交付する地元交付金の額の算定に当り、

（地方財政審議会の意見の聴取）
第二十三条 稔務大臣は、子ども・子育て支援交付金の交付に際しては、交付すべき地方交付税の額の算定に用いて基準財政需要額に算入しない。

時交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び附則第十六条の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聽かなければならぬ。
(事務の区分)

第二十四条 附則第十八条及び第十九条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(総務省令への委任)
第二十五条 附則第十五条から前条までに定めマ

もののほか、子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関し必要な事項は、総務省令で定めらる。

(支) 税納寸金対象費用に關する経過措置
定める。

第二十六条 令和六年十月一日から令和八

三十日までの間において第六章第三節の規定を

適用する場合における支援納付金対象費用は

第七十一条の三第一項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に

の名号は掲げる期間の区分に応じ定める費用とする。

令和六年十月一日から令和七年三月三十日

までの期間 第七十二条の三第一項第三目

及び第六号に掲げる費用

二 令和七年四用一田から令和八年三用三十日までの期間 第二十二条の三第一項第

日までの期間 第十一条の三第一項第
二号、第三号、第四号及び第六号に掲げる費用

三 令和八年四月一日から令和八年九月三十日

までの期間 第七十一条の三第一項第一号を

ら第四号まで及び第六号に掲げる費用
（注：第（二）項の手引）

第二十七條（延滞金の割合の特例）

第二十一条 延滞税特別基満害合(積荷特別拝託
法)(昭和三十二年法律第二十六号) 第九十四條

第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。(以下この条において同じ。)が年七・二パーセントの割合に満たない年における第七十一条の規定の延滞税の割合は、当分の間、同項の規定にかかるわらず、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントを加算した割合とする。

(令和六年度における支援納付金対象費用に係る歳入歳出の経理等に関する経過措置)

第二十八条 令和六年度における第七十七条の二十六、第七十一条の二十八及び第七十七条の十九の規定の適用については、第七十七条の二十六第一項、第七十一条の二十八及び第七十七条の二十九中「子ども・子育て支援特別会計」とあるのは、「年金特別会計」とする。

(地域子ども・子育て支援事業に関する経過措置)

第二十九条 令和七年度における第五十九条の規定の適用については、同条中「掲げる事業」とあるのは、「掲げる事業及び児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業」とする。

(令和七年度における国から市町村に対する交付金の特例)

第三十条 令和七年度における第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「第七十一条の三第一項の規定により国が徴収する子ども・子育て支援納付金」とあるのは、「第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

(令和八年度から令和十年度までの間ににおける国から市町村に対する交付金の特例)

第三十一条 令和八年度から令和十年度までの間ににおける第六十八条第一項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「子ども・子育て支援納付金」とあるのは、「子ども・子育て支援納付金及び第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

(令和八年度及び令和九年度における子ども・子育て支援納付金の額の算定方法に係る経過措置)

第三十二条 令和八年度及び令和九年度に徴収する子ども・子育て支援納付金の額は、第七十一条の四第一項ただし書の規定を適用せず同項本文の規定により算定した額とする。

(令和八年度から令和十年度までの間ににおける子ども・子育て支援納付金の額の算定方法に係る特例)

第三十三条 令和八年度から令和十年度までの各年度における第七十七条の四から第七十一条の

六までの規定の適用については、第七十一条の五第一項第一号中「の予定額」とあるのは「の額から当該年度の第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特別公債の発行額を控除して得た額」と、第七十一条の六第一項第一号中「の額」とあるのは「の額から当該年度の第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特別公債の発行額を控除して得た額」とする。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六二号）抄

同法第一百六条第一項及び第一百四十四条の十二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八項及び第二十条の二の改正規定並びに同法附則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済法第三十九条第三号の改正規定を除く）、第二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定（附則第七条第一項）を「附則第九条第一項」に改める部分を除く）及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く）並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く）並びに次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第三十四条まで、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十七条から第五十条まで、第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二四年一月二六日法律第六九八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

二 第三条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の改正規定に限る。）、第四条（第四号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 略

四 第二条、第三条（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第四条（子ども・子育て支援法第三十四条第一項第一号、第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号の改正規定に限る。）及び第七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成三十一年四月一日

（子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の「旧支援法」という。）第三十一条の条において「旧支援法」という。）第三十二条规定によりされている協議の申出は、第四条第三項（旧支援法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項の規定による改正後の子ども・子育て支援法（以下この条において「新支援法」という。）第三十三条第三項（新支援法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項の規定による改正後の子ども・子育て支援法（以下この条において「新支援法」という。）

（処分、申請等に関する経過措置）

第十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律に規定による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者があることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のこととみなす。附則第二条から前条までの規定又は申請等の行為とみなす。

（特定子ども・子育て支援施設等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に存する新法第七条第十項第二号に規定する幼稚園又は同項第三

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第三条の規定により、別段の申出をしたときは、この限りでない。（児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十三条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年十月一七日法律第七号（令和元年五月一七日法律第七号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十

三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の九十四の項及び

別表第二の百十六の項の改正規定（別表第一の九十四の項に係る部分に限る。）並びに附則第

二十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、この法律による改正後の子ど

も・子育て支援法（以下「新法」という。）第

三十条の五の規定による同条第一項の認定の手

続、新法第五十八条の二の規定による新法第三

十条の十一第一項の確認の手続その他の行為

（検討）

第十七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第十八条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、附則第四条の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第二条 この法律を施行するために必要な条例の

制定又は改正、この法律による改正後の子ど

も・子育て支援法（以下「新法」という。）第

三十条の五の規定による同条第一項の認定の手

続、新法第五十八条の二の規定による新法第三

十条の十一第一項の確認の手続その他の行為

（検討）

第十九条 この附則に規定するものほか、この

法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第二十条 この法律の施行後二年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第二十一条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第二十二条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第二十三条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第二十四条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第二十五条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第二十六条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第二十七条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第二十八条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第二十九条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第三十条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第三十一条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第三十二条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第三十三条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第三十四条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第三十五条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第三十六条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第三十七条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第三十八条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第三十九条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第四十条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第四十一条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第四十二条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第四十三条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第四十四条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第四十五条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第四十六条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第四十七条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第四十八条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第四十九条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第五十条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

（政令への委任）

第五十一条 この法律の施行後五年を目途

として、附則第四条の規定の施行の状況につい

報に改める部分に限る)、同法第六十五条第五号の次に「号を加える改正規定、同法第六十七条第三項の改正規定(同条の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条第一項を加える改正規定、同法第七十二条第一項の改正規定、同法第七十三条第一項の改正規定(及び子育てのための施設等利用給付)を「子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改める部分に限る)、同法第七十九条の改正規定(及び子育てのための施設等利用給付)を「子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改める部分に限る)、同法第七十八条の改正規定(及び子育てのための施設等利用給付)を「子育てのための施設等利用給付」に改める部分に限る)、同法第八十一条の改正規定、同法第八十二条第一項の改正規定(第三十条の三)の下に「及び第三十条の十三」を加える部分に限る)、同法附則第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法附則第二条の二及び第三条の改正規定並びに同法附則に八条を加える改正規定(同法附則第三十一条から第三十三条までに係る部分に限る)、並びに附則第六条の規定に附則第六条の規定 次に掲げる規定 令和八年十月一日

に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）の前日までの間ににおける第一条の規定（前条第四号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の子ども（以下「第四号施行日新支援法」という。）第五号施行第十八条の規定の適用については、同条第一項中「特定地域型保育事業者又は特定乳児等通園支援事業者」とあるのは「又は特定地域型保育事業者」と、「教育・保育等に」とあるのは「教育・保育に」と、同条第一項、第五項及び第九項中「教育・保育等情報」とあるのは「教育・保育情報」と、同条第一項及び第九項中「教育・保育等の」とあるのは「教育・保育の」と、「教育・保育等を」とあるのは「教育・保育を」とする。

2 第四号施行日から第五号施行日の前日までの間においては、第四号施行日新支援法第六十六条の四第二項の規定は、適用しない。

（妊娠のための支援給付に関する経過措置）

第三条 第四号施行日新支援法第十条の九第一項の認定を受けた者が第四号施行日前に当該認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として令和六年度の予算における国の妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村（特別区を含む。次条第二項において同じ。）から給付される給付金で妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものの支給を受けた場合における第四号施行日新支援法第十条の十二第二項及び第三項並びに第十条の十四第一項の規定の適用については、第四号施行日新支援法第十条の十二第三項中「他の市町村から妊娠支援給付金」とあるのは「市町村から令和六年度の予算における国の妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村から給付される給付金で妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるもの」と、「当該他の市町村から支払を受けた額」とあるのは「五万円」とする。（乳児等のための支援給付の支給要件の認定に関する準備行為）

第四条 第一条の規定（附則第一条第五号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の子ども・子育て支援法（以下この条から附則第六条までにおいて「第五号施行日新支援法」といふ。）第二十条の十五第一項の認定を受けようとする者は、第五号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができるとする。

2 市町村は、前項の規定により認定の申請があつた場合には、第五号施行日前においても、第五号施行日新支援法第三十条の十五第一項及び第二項の規定の例により、当該認定をすることができる。この場合において、当該認定は、第五号施行日以後は、同条第一項の認定とみなす。

(特定乳児等通園支援事業者の確認に関する準備行為)

第五条 第五号施行日新支援法第五十四条の二第一項の確認を受けようとする者は、第五号施行日前においても、同項の規定により、その申請を行うことができる。

2 市町村長(特別区の区長を含む。附則第七条第二項において同じ。)は、前項の規定により確認の申請があつた場合には、第五号施行日前においても、第五号施行日新支援法第五十四条の二の規定の例により、当該確認をすることができる。この場合において、当該確認は、第五号施行日以後は、同条第一項の確認とみなす。
(乳児等のための支援給付に関する経過措置)

第六条 第五号施行日から令和十年三月三十一日までの間における第五号施行日新支援法第三十条の二十第三項及び第三十条の二十一第二項の規定の適用については、第五号施行日新支援法第三十条の二十第三項中「十時間」とあるのは、「三時間」とする。

(年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の廃止に伴う経過措置)

第十七条 第十七条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく年金特別会計の子ども・子育て支援勘定(以下この条及び次条において「旧子ども・子育て支援勘定」という。)の令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお從前の例によることとする。この場合において、旧子ども・子育て支援勘定の令和七年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に繰り入れるものとする。

3 旧子ども・子育て支援勘定の令和六年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧子ども・子育て支援勘定の令和六年度の出納の完結の際、旧子ども・子育て支援勘定に所

属する積立金は、第十七条の規定による改正後の特別会計に関する法律(百二十三条の十第一項)の規定により、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に所属する積立金として積み立てられたもののみなす。

第十七条の規定の施行の際、旧子ども・子育て支援勘定に帰属する権利義務は、第四号施行日新支援法第六十九条第一項第一号の事業主から拠出金及び当該拠出金に係る附屬収入に係るものは年金特別会計の業務勘定に、その他のものは子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に、それぞれ帰属するものとする。

前項の規定により年金特別会計の業務勘定には子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属する収入及び支出は、年金特別会計の業務勘定又は子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳入及び歳出とする。

(令和六年度の子ども・子育て支援特例公債に係る経過措置)

第十八条 第一条の規定(附則第一条第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる改正規定を除く。)による改正後の子ども・子育て支援法(以下この条及び附則第四十七条において「施行日新支援法」という)附則第二十八条の規定により読み替えて適用する施行日新支援法第七十一条の二十六の規定により令和七年六月三十日までの間に行われる公債の発行は、旧子ども・子育て支援勘定の負担において行うものとし、当該公債に関する権利義務は、同年七月一日において、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属する。

(罰則に関する経過措置)

第四十五条 この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(子ども・子育て支援納付金の導入に当たつての経過措置及び留意事項)

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(子ども・子育て支援納付金の導入にあわせて、令和五年十二月二十二日に閣議において決議されたこととされる場合におけるこの法律の経過措置及び留意事項)

第四十七条 政府は、この法律の施行にあわせて、令和五年十二月二十二日に閣議において決議されたこととされる場合におけるこの法律の経過措置及び留意事項)

定されたこども未来戦略(次項において「こども未来戦略」という)に基づき、社会保障負担率(一会计年度における国民経済計算の体系における国民経済計算の体系をいう。以下この項において同じ。)における社会保障負担の額その他内閣総理大臣が定める額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。以下この項において同じ。)の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革(同日の閣議において決定された全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)(以下この項及び第三項第一号において「改革工程」という。)の「医療・介護制度等の改革」の「加速化プラン」の実施が完了する二千二十八年度までに実施について検討する取組に記載されたところにより検討した結果に基づいて行う取組をいう。以下この条において同じ。)の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金(施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金をいう。以下この条において同じ。)の導入に当たっては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金(当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。)を徴収することにより当該年度の社会保険負担率の上昇に与える影響の程度が、令和五年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等(改革工程の「医療・介護制度等の改革」のうち「来年度(二千二十四年度)に実施する取組」に記載された取組その他の令和五年度及び令和六年度に実施された社会保障制度に関する施策の見直し及び全世代型社会保障制度に関する影響の程度を超えないものとする。

この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。)の施行前にした行為(罰則に関する経過措置の政令への委任)によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この附則に定めるもののほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(子ども・子育て支援納付金の導入にあわせて、令和五年十二月二十二日に閣議において決議されたこととされる場合におけるこの法律の経過措置及び留意事項)

政府は、この法律の施行にあわせて、令和五年十二月二十二日に閣議において決議されたこととされる場合におけるこの法律の経過措置及び留意事項)

により少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、施行日新支援法第六十九条第一項に規定する拠出金の収入、加速化プラン実施施策に係る社会保険料の収入並びに施行日新支援法第七十二条の三第一項に規定する支援納付金対象費用(第五项において「支援納付金対象費用」という。)に係る財源により賄うものとし、次の各号に掲げる各年度における子ども・子育て支援納付金(当該年度の支援納付金に係る部分に限る。)の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を目安とするものとする。

一 令和八年度 おおむね六千億円

二 令和九年度 おおむね八千億円

三 令和十年度 おおむね一兆円

政府は、第一項の全世代型社会保障制度改革を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

一 改革工程において令和十年度までに実施の検討を行うこととされている取組について、は、当該年度までの各年度の予算編成過程において実施すべき施策の検討及び決定を行ったては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金(当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。)を徴収することにより当該年度の社会保険負担率の上昇に与える影響の程度が、令和五年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改

革等(改革工程の「医療・介護制度等の改

革」のうち「来年度(二千二十四年度)に実施する取組」に記載された取組その他の令和五年度及び令和六年度に実施された社会保障制度に

関する施策の見直し及び全世代型社会保障制度改

革をいう。次項及び第五項において同じ。)の施行により社会保険負担率の低下に与

える影響の程度を超えないものとする。

この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この附則に定めるもののほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(子ども・子育て支援納付金の導入にあわせて、令和五年十二月二十二日に閣議において決議されたこととされる場合におけるこの法律の経過措置及び留意事項)

政府は、前項の規定の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体の歳出の継続的な抑制に資するものとなるようによる。

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を

途とて、少子化の進展に対処するための子ども

労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組の実施状況その他の事情を勘案し、第一項及び第二項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合

は、支援納付金対象費用に係る施策の費用負担の在り方その他の事項について、必要な見直しを行うものとする。

(検討)

政府は、全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組の実施状況その他の事情を勘案し、第一項及び第二項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合

は、支援納付金対象費用に係る施策の費用負担の在り方その他の事項について、必要な見直しを行うものとする。

(検討)

政府は、この法律の施行後五年を

途とて、少子化の進展に対処するための子ども

及び子育ての支援に関する施策の在り方につ

いて、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

政府は、この法律の施行後五年を

途とて、少子化の進展に対処するための子ども

及び子育ての支援に関する施策の在り方につ

いて、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて